

## 役員報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人島根県畜産振興協会（以下「この法人」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であり、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる

- 2 常勤役員には、別表に定める金額の範囲内であつて、理事会の承認を得て会長が決定する年額を支給する。
- 3 非常勤役員には、職務執行の対価として、総会、理事会への出席に対する謝金として別表の日額を支給する。
- 4 前項の規定にかかわらず、非常勤役員のうち、監事であつて公認会計士又は税理士の資格を有する者が、この法人の監事としての職務に従事した場合に限り、別表の日額を支給する。
- 5 役員等には、役員賞与を支給しない。

### (報酬の支払方法等)

第4条 役員等の報酬は、全額を通貨で、直接役員等に支払うものとし、従事等をした日の属する月の末日までに支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき、自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

### (費用)

第5条 この法人は、役員等がその職務の遂行にあたって必要となる費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

### (規程の改正)

第6条 この規程の改正は、総会の決議により行う。

### (委任)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

### 附 則

この規程は、公益社団法人島根県畜産振興協会の設立の登記の日から施行する。

## 別 表

役 職	勤 務 形 態	報酬の年額	報酬の日額
理 事	常 勤	4, 500, 000 円以内	—
理 事	非常勤	—	2, 300 円
監 事 (公認会計士・税理士以外)	非常勤	—	2, 300 円
監 事 (公認会計士・税理士)	非常勤	—	50, 000 円